

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (生活介護)

事業所名称: **〇〇作業所**

サービス単位の

* この一覧表は対象サービス分のみ添付可

* 複数のサービス

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	施設区分	1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	適用開始日
各サービス共通				施設区分	① 一般 2. 小規模多機能(地域密着型が行う基準該当)	
				定員超過	① なし 2. あり	
				職員欠如	① なし 2. あり	
				サービス管理責任者欠如	① なし 2. あり	
				開所時間減算区分	① 6時間以上(減算なし) 2. 4時間以上6時間未満 3. 4時間未満	
				短時間利用減算	★ ① なし 2. あり	
				大規模事業所	① なし 2. 定員81人以上	
				医師配置 (別紙40)	① なし(減算あり) ② あり(減算なし)	
				人員配置体制 (別紙5)★	① なし 2. あり	
				福祉専門職員配置等 (別紙7)	① なし 2. I 3. II 4. III	
				常勤看護職員等配置 (別紙21)	① なし ② I 3. II	H30.4.1
				視覚・聴覚等支援体制 (別紙10)★	① なし 2. あり	
				重度障害者支援体制 (別紙11)	① なし 2. あり	
				リハビリテーション加算 (別紙34)	① なし 2. あり	
				食事提供体制 (別紙8)	① なし ② あり	H30.4.1
				延長支援体制 (別紙6)	① なし 2. あり	
				送迎体制 (別紙9)	① なし 2. I ③ II	H30.4.1
				送迎体制(重度) (別紙9)	① なし 2. あり	
				就労移行支援体制 (別紙27)★	① なし 2. あり(就労定着者数: 人)	
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	① なし ② あり	H30.4.1
				福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	① なし 2. あり	
				キャリアパス区分(※3)	① I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ② II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ③ III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ④ IV(キャリアパス要件を満たさない) ⑤ V(職場環境等要件を満たさない) ⑥ V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
				主たる事業所サービス種類(※6)	サービス種類コード()	
				指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当	
				共生型サービス対象区分	① 非該当 2. 該当	
				サービス管理責任者配置等(※7)	① なし 2. あり	
				地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当	

全ての項目について該当する番号に○を付ける。
※図形で○を付けると位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認ください。

名古屋市は「三級地」となります。(あらかじめ○が付いています。)

事業所名称を記入

サービスごとの定員

多機能型の場合は合算した定員

多機能型の場合は当該サービスの定員(多機能型でない場合は記入不要)
生活介護の単位を複数設定している場合は当該単位の定員(単位を分けていない場合は記入不要)

報酬体系上算定する人員配置体制に○を付ける。

嘱託医契約で配置している場合は、「2. あり」に○を付してよい。

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。の場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、サービス種類毎または単位毎の利用定員を設定する。
なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」
※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

共生型で指定を受けた事業所は「2. 該当」に○を付ける。

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2. 該当」に○を付ける。